

### 第3回 国立市保育審議会

平成30年12月18日

【新開会長】 それでは時間になりました。第3回の国立市保育審議会を始めさせていただきたいと思います。

本日は、福島委員がご欠席ですか。

【事務局】 恐れ入ります。お休みということでご連絡を頂戴しておりますので。

【新開会長】 はい、わかりました。では、ほかの皆さんはおそろいということで。

第3回の内容につきましては、お手元の次第どおりなんですけれども、まずは前回の審議内容の振り返りを行いたいと思います。10月に行ったものなんですけれども、事務局から、説明をお願いいたします。

【事務局】 改めまして、皆さんこんばんは。きょうもお寒い中、申しわけありませんが、始めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

開始に先立ちまして、恐れ入ります、郵送させていただいた中に、前回、第2回の議事録を同封させていただきました。内容について、お目通しいたいて、特段問題がなければそのままホームページにアップさせていただいて、公表というふうに思っております。何かご指摘など、大丈夫でしょうか。ご確認いただけましたでしょうか。

うなずいていただいておりますので、よろしいということで、このままお預かりいたします。ご確認ありがとうございます。

郵送したパワーポイントのほかに、資料を何度か行ったり来たりしますので、別にご用意したほうがいかなと思ったものを、きょう机の上に置かせていただきました。横刷りのフローチャート、それぞれのモデルの階層別の上がり下がりを示すものになります。これについては改めて後ほど、このページのときにきちんとご説明をと思っております。同じようなものが3枚あるんですけれども、左上を見ていただくと、ア：国モデル、イ：事務局案、ウ：審議会案ということで、3枚違うものがあるはずかと思えます。お手元をごらんいただきながらと思えます。

それでは、今回も基本的には、パワーポイントの内容と、事前に郵送させていただいた資料については同じものになっております。どちらでも、ごらんいただきやすいほうをごらんいただきながら、進めさせていただければと思えます。

先ほど会長のほうからもお話がありましたように、少し10月から日にちがたっておりますので、まずは前回の内容の振り返り、確認をさせていただきたいと思えます。

今回メインになるのは、諮問事項1、保育料利用者負担額の算定方式の変更というところを、まずは皆さんと一緒に検討しながら、今回から諮問事項2についても少し触れていながら、と思っております。

では、皆さんと確認をしながら進めさせていただきます。3ページ目です。

明るいですか。少し暗くしたほうが見やすいですか。大丈夫そうですか。もしあまり暗いようであれば、おっしゃってください。適宜明かりをつけるようにいたします。失礼いたしました。

では4ページ目に戻ります。前回、算定の方法についてこちらからお示したものに、皆さんからいただいたご意見を、自由にいろいろお話しさせていただきたいということで、マイクを回させていただきます。

ました。その中で、整理してまとめさせていただきました。

A方式というのは何だったかという、早速フローチャートのほうをごらんいただいて、皆さんの中であまりメリットがないかなと、バツをつけさせていただいておりますが、現行の分布を維持してそのまま階層設定するという、今のこの山の形をそのまま大事にするという考え方は、メリットが少なく、やはりそのときだけのものになってしまうんじゃないかということで、デメリットが目立つというご意見が多くありました。

そのほかいただいたご意見として、我々児童青少年課は税の専門家ではないので、課税課が算出、確定した市民税のデータに基づいて決めるのがいいのではないかというご意見。

また、もちろんいろいろな世帯の状況を勘案する必要はあるし、急激に保育料が上がってしまう事態は避けたいんだけど、世帯の状況は千差万別であって、同じような世帯ばかりではない、階層上下はさまざまな要因が影響するので、その全てを、全員100%網羅するという方式は不可能であろうというご意見もいただきました。

その中で、一つの提案として、国モデル世帯の考え方、国モデル世帯は何度も出てきていますが、簡単に言うと4大家族です、お父さんと扶養になるぐらいのお母さん、お子さんがお二人いらっしゃる4大家族、子供2人の年少扶養控除をとって、というのが国モデル世帯です。その考え方をベースに、多子に手厚くするなど、国立市オリジナルの部分も追加する仕組みはどうだろうかというご意見もいただきました。

この国モデルの中に出てくる年少扶養控除は、実際の市民税にはもうなくなっているけれど、やはりこれは大事な考え方ということで、前回皆さんからいろいろなお考えやご意見をいただきました。それをまとめたのが5ページです。

新制度になったことによって、利用者負担額の算定方式、仕組みも変わったので、利用者負担額が全く微動だにしない、増減がないということはないだろうと。ある程度の増減はいたし方がない部分もあるんじゃないだろうかというご意見もいただきました。

保育園、幼稚園などの施設種別を問わず、同じ子育て世帯として、方法や仕組みが統一されることが、子育て世代に優しいと言えるんじゃないかというご意見もいただきました。

国モデルについて、もともと子供2人というおうちで設定されているので、一人っ子世帯ももちろんたくさんいらっしゃいますね、その世帯は常にもう一人分プラスに控除されて、ちょっと不公平かなという印象もあるというご意見をいただきました。

現行制度では年少扶養控除を最大限、国立市ではカウントしているけれども、制度の切りかえというこの時期を節目に、例えば控除するにしてもその対象のお子さんを考えたり、期間に制限を設ける、いつまでもするのでないという考え方も一案かなと、そんなご意見をいただきました。

皆さんそれぞれ、活発にご意見をいただいたかと思います。少し、10月の様子を思い出していただけましたでしょうか。

これらのいただいたご意見をもとに、もう一度フローチャートを、前回の第2回から今回バージョンにつくり直したのが、6ページ目です。今、お手元にバラで、大きい形で刷ってあるものもご用意してありますので、どちらでも見やすいほうをごらんになってください。

今、我々審議会の中では、方式のB、つまり一定の変換式に当てはめて、現行の所得税の階層を住民税階層に変換するという形でベースを考えるのがよろしかろうという中で、その中で、じゃあ、特に年少扶養控除のところをどういうふうに考えていくのかということで、3つに分かれます。

1つ目は至ってシンプルな、国が考えているそのままというものです。国モデルというふうにも呼んでいますが、年少扶養控除を、子供2人分を想定していますが、これを考慮して変換するという形です。

事務局案として、前回ご提案したものとしては、多子世帯、3人以上のお子さんの家も全部2人分としてカウントされてしまうと、多子世帯に対する配慮に欠けるのではないかとことを考慮して、国モデルをベースとして子供2人分プラスアルファ、3人、4人兄弟のおうちもいらっしゃいます、その2人以上のところはプラスアルファとして、年少扶養控除を考慮して変換するということを、事務局案としてお示しました。

前回出てきた中で、審議会案というふうにも名づけさせていただきましたが、年少扶養控除を考慮しないで変換。これはつまり、一人っ子のおうちは1人分の年少扶養控除、3人兄弟のおうちは3人分というふうには、年少扶養控除は、各保護者の所得を表に当てはめるときに全件手計算で、その家のお子さんの数に合わせて考えましょうという、一人っ子の世帯はちょっと不公平かなというご意見もあったように、審議会案として名づけさせていただいて、大きくこの3つに分かれると思っています。

もう一つ、前回我々が宿題としてお預かりしていて、今回、第3回に皆さんと共有させていただきというふうにご案内したものが、他市、近隣24市、東京都には26市あるんですが、国立市を除いて25市、もう一つ、今、我々国立市と同じ所得税ベースでやっている自治体ももう1市あるので、そこを抜いた、市民税に切りかえた24市に調査をかけております。その集計結果を踏まえて、運用上の課題や対応策を、ここで少しヒントになればと思ってお示したいと思えました。

算定方式の変更方法についても、課題や特徴を整理した案をもとに、審議会としての意見を集約して、方向性を整理する手助けになればと思い、この後少し、集計した結果をお載せしております。

まずは、年少扶養の再計算をどういうふうに行っているかということをお聞いたものです。国モデル、子供2人という設定でそのまま、国がそういうふうにも示したのだから、それで保育料を計算しますと言っている自治体が全体24市のうち18市ありました。事務局案と名づけていますけれども、3人以上の多子世帯は国モデルにもう1人プラスして控除を載せるというふうにも考えているのが3市、子供の実際の人数を、一人っ子は1人分、3人兄弟は3人分というふうにも考えているところも3市ありました。

新制度に移行するとき、どのような対応をしたのかということも、調査の中で聞きました。特に階層が上がる世帯に対して、どんな方策をとるのかということをお聞いたところ、24市中、国の制度変更によるものであり、別途対応はしないというのが15市、階層の上った世帯へ対応を別途設けたというお返事は9市ありました。

では、実際に対応を設けたところはどういうような対応をなさったのか、もう少し細かい具体的なお話は、10ページに書いてあります。自由記述なので、同じような記載はこちらでまとめさせていただいておりますが、大きく2つに分けられるかなと思えました。1つは根本的な制度設計の修正です。つまり、階層を細分化して激変緩和を行った、今、料金表は国立市では25階層ありますけれども、その階層を細かくすることで、1階層上がると、例えば従来は2,000円上がるところを、階層を細かくすることによって1階層上がると1,500円になるような、上がる金額を変えて激変の緩和をしようという、階層の根本的な細分化、見直しをしたというお返事のところもありました。

もう一つは経過措置という考え方が強いようですが、階層の上昇を抑制するために、以下のような対応をとったところがあります。これは事務局案にならっていますけれども、子供の人数に応じて年

少扶養控除をとった。先ほどから繰り返していますが、3人のところは3人分、国モデルが2人とまっているので終わりにしないで、4人兄弟のところはもう2人プラスで年少扶養控除をとるという考え方です。

ほかには、階層が上がった世帯については対象や期間を区切る中で条件を設けて、階層や利用者負担額を下げるといってお返事をいただいた市もありました。例えば、今いらっしゃる在園児のみ、5階層も6階層も上がってしまうおうちについては3階層までしか上がらないようにしますとか、何階層も上がってしまうおうちに対しては、少し階層を下げたあげるといふような特定ルールを設けてやるという自治体もありました。

ここまでの、既に市民税ベースに変えていらっしゃる24市、先輩自治体が、どんなふうにもその当時、保育料の切りかえに向けてなさっていたのか、お示しいただいたものです。

少しページを進みましたので、このあたりで一旦、何か確認があればしていただいたほうがよろしいでしょうか。

**【新開会長】** では、今、10ページまで説明いただいたんですけども、特に前回の振り返りからさらに進んだところとして、24市の自治体が行った内訳についてご説明いただきましたけれども、何かご質問等ございますでしょうか。

では、進めてください。

**【事務局】** ありがとうございます。そうしましたら、また後ほど、何か思いついた、そういえば、ということがあれば、いつでもおっしゃってください。もう少し資料がありますので、進めさせていただきます。

11ページ目です。先ほどフローチャートの中で、B方式の中のA、イ、ウと3つお示しさせていただいたそれぞれのモデルで、試算をしてみてもどれくらい上がり下がるがあるんだろうかということ、当然皆さんも気になると思いましたので、試算をさせていただいております。

まず、それぞれ並べてみてということで、大まかなところでお示ししております。赤いところが上がる世帯、①国モデル、2人以上は計算しないと考えると、階層が上がる世帯が546世帯あって、全体の37%と、そういうふうにごらんいただければと思います。変動なしのところは黄色です。階層が下がるよという世帯は水色になっています。

もう少し細かく、それぞれのモデルでどれくらい上がり下がりがあるのかということをお示ししておりますので、次のページに進んでいただければと思います。

これは前回から、それぞれのモデルで大体どれくらい上がり下がりするのかということがありましたので、あくまで今の料金表をもとにということですので、先ほどの他市の事例の中で、料金表自体をつくりかえていこうというお話もありますので、今の時点でということをお含みおきいただくこととなりますが、一定の参考としてごらんいただければと思います。特に諮問事項2では、高所得者階層のところは金額がフラットなままになっているところを、どうしていこうかということも、今回の審議会の後半ではそのお話にも触れたいと思っているので、またこちらのほうに振り返りたいと思いますけれども、今時点での料金表で試算させていただくと、このような体系になりますというものです。あくまでも参考となりますが、ごらんいただければと思います。

国モデルでいくと差額は、月額1人当たりですが、上がる人、下がる人全部ならしてみると平均で29円、保護者の方の負担が少なくなる。事務局案ですと、1人当たり204円、保護者の方の負担が少なくなる。審議会案で、一人っ子の家は1人分、3人兄弟の家は3人分という考え方でいく

と458円、保護者の方が負担していただくことになる、となります。繰り返しになりますが、今の料金表の中でということなので、料金表自体をつくりかえてみよう、高所得者層のところはフラットになっているのをきちんと応能負担、収入に応じて負担していただくというふうになると変わってくる可能性がある、今の料金表でいくということで、くどくて申しわけありませんが、参考としていただければと思います。

次のページは、先ほどは3つの円グラフを並べてお示ししましたが、それぞれのモデルがどれぐらいの階層の変化があるか、上がるとはいえ、1階層の人もいれば6階層上がる人もいる、下がるということも、1階層の方もいっしょに、こちらの国モデルは9階層も下がる方もいっしょというふうに、階層の下がり幅もありましたので、そちらをお示ししたことになります。今の料金表に基づく、国モデルでは42%の方が変動がないというふうに試算されています。

ここで、次のページがちょっと小さかったので、大きいものを、お手元にペラ紙でご用意してあるものが、このピボットテーブルでつくった、国モデルの、委員の方からももちろん保育料の階層の上下はあるでしょうと、高所得の方で十分収入があって、支払う能力があるという方が上がる分には、それも一つの考え方だけでも、世帯の階層が上がる方のほとんどが、例えば低所得の方、収入の少ない方があまりにも階層が上がってしまうというのは、審議の中でも配慮してあげるべき課題だろうというご指摘もいただいたので、先ほどの13ページですと、何階層上がるかは書いてあるけれども、どこから何階層上がるのか、D1という世帯収入の低い方が3階層上がるのか、D10、D15の方が3階層上がるのかでは、ダメージが違うだろうということが想像されますので、こちらはそれを示す、階段状の表です。

ちょっと小さくて見にくいかもしれませんが、白抜きになっている部分、ここが変わらない人たちです。例えば左側の縦列、こちらの列、わかりますでしょうか、このD1と書いてある方を横にずっと見ていきますと、D1のまま変わらないという人が3人、D1からD2に上がってしまう人が、ここですね、2人いますというふうに、横に見ていただきます。D2の人で変わらない人は4人、D2からD4になる人が7人とごらんいただく表になります。これで、所得の低い方の中の上下がどれぐらいなのか、所得の高い方の上下がどれぐらいなのか、結果、何カ所で上がって、下がってという先ほどの円グラフにまとまるんですけども、その細かい内訳、それぞれの階層の方がどうなるのかというものをお示したもので、国モデルはこうですということになります。

同じような図が続きますけれども、3つの案で整理させていただいたので、次は事務局案も同じようにつくっています。階層が1上がる人から6上がる人まで、6階層上がる人は0人ですが、階層が1下がる人から9下がる人まで、何%の割合という全体をお示したものが15ページ。で、先ほど見ていただいた同じ図ですが、お手元のペラの資料、左上のところに事務局案というふうに、小さくて申しわけないです、ご確認いただければと思います。

こちらを見ていただくと、D1階層の人で、変わらない人は3人、D2に変わる人が2人、というふうにその階層の世帯がどれだけ上がるのか、下がるのかということ、それぞれのモデルでお示しています。

同じようにご用意したのが審議会案ということで、この前ご提案いただいたモデルについても試算しました。一人っ子的場合は控除は1人分、3人兄弟であれば3人分というふうに、子供の人数に合わせていこうという考え方でした。こちらのほうですと、1階層から5階層まで上がる方がいっしょに、下がる方は1階層から9階層まで、それぞれこれだけの割合の方がいらして、各階層

ごとでの上がり下がりというのも、お手元の資料ですと左上のところに審議会案とお示ししておりますので、ごらんいただければと思います。

ここまでごらんいただきまして、少し整理をしていければと思います。方式を切りかえていくときの確認、重要な点を幾つか、皆さんとしていきたいと思っています。

1つは、皆さんと丁寧に確認しなければいけないなと思っているのが、全件手計算という、前回のシステムで自動で計算してという、自動の意味を、皆さんともう少しきちんと共有する必要があるだろうと思っています。

今、我々がやっている所得税ベースの全件手計算というのは、税情報を取得する、つまり親御さんから書類をもらわないとわからないものなので、その取得から、計算から、国モデルである市民税ベースとの比較や上限を上回っていないかの確認など、多くの手間がかかっているのは、皆さんよくご存じいただいているところかと思います。審議会案の場合も、子供の数をそれぞれ全件手計算で確認しなければいけないということは確かにあるんですが、全件手計算という言葉は同じかもしれないんですが、その手間は、今やっている所得税ベースのときと全く同じとはいかないと想定できます。それは、税情報は課税課から市民税データを引っ張ってこられるので、今までのように税の情報をこちらが収集するという手間は、割愛することができます。この審議会案で言っている全件手計算は、子供の人数が何人だろうかというところについて、全て手作業という意味合いなので、ちょっと言葉が足りないかもしれなくて、申しわけないです。スライドははしょった言い方になってしまっているので、事前にこれをごらんいただいた委員の方の中には、誤解を招いたかもしれず、資料として不十分な点があったことは、ここでおわびさせていただければと思います。

全件手計算、手間が入らないほうがいいのかというのが、事務局としてはなるべく人の手が介入しないほうが、ミスを未然に防ぐ仕組みになると期待できるかなと。事務負担を軽減し、よりスムーズな料決定がなされることの利点が多いと考えたので、メリットが多いというふうにはしょった言い方で説明しているんですけども、これは全件手計算の意味が全くイコールではないということ、きちんとご説明した上で、一方でやはり現在の手間暇に比較して、全件手計算という割に、手間暇のかかり方が、この審議会案の場合は削減されるなら、子供の人数に応じて一人っ子は1人分、3人兄弟は3人分と計算を算出することが望ましいというお考えもあると思いますので、そこら辺はぜひ、今回の審議会ではその点についても活発なご意見やご発言をお聞かせいただきたいと思っています。後ほど、またご意見をいただくお時間を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、実際にどれぐらいの時間がかかりそうかということ、今の保育料の算定の仕方を比較しながら、もう少しお示しできればと思ってご用意しました。

自動計算というふうに聞くと、何かボタン一つということイメージされることが多いかと思うんですけど、ここで言っている自動計算の仕組みというのが、課税課のデータをもとに、子供の人数が我々保育・幼稚園係でシステムに入力するというのをすれば、保育料はシステムが自動で計算してくれるという意味合いです。

子供が何人いるかという人数把握については、前回も話題に上がったように、保護者の方から扶養人数確認表という、お子さんが何人いますかという確認表をいただくことで把握ができるものなので、その提出を依頼して、その人数をもとに年少扶養控除分の算出をするということになります。そこは自動ではないというか、書類をいただいてそれをもとにこちらで入力します。

実際にはどれぐらいの時間や手間がかかるか、想定されるかという点、工程としては、市民税のベースになったとき保育料を決めましようとなると、台帳から扶養人数表を取り出します、それをもとに、住民票の状態が見られるシステムがありますので、そこで親御さんが書いてきた扶養人数、子供の数はこうですと言っているものと、住民票上のデータがちゃんと合っているかどうか、照らし合わせて確認をする必要があります。住基データでこちらを確認して、確かに親御さんが書いてきた人数で間違いがない、漏れがないということを確認して、そのチェックをした上で、システムでその保育料を決めたい世帯を呼び出します。保育料決定のページがシステムの中にありますので、そのページに子供の人数、誰それさんの家は何人というのを入力して、入力内容に間違いがないかチェックして、登録を押すと、その入力が終われば、システムがこの家は何円ですと、そこは自動で計算してくれるという、ざっくりこんな工程になるはずで。

そうすると、国モデルの場合はもともと子供は2人ということで、それ以上足しも引きもしないということなので、課税課のデータをそのまま持ってきちゃえばいいということになるので、それ以上の手間、時間はかからないと。

事務局案だと、大体4.3時間ぐらい、多子世帯のみ手計算になります。172世帯243人が現時点で該当しますので、これだけをやろうと思うと大体4時間ちょっとかかりそうです。

審議会案の場合は、子供の人数以外のところは課税課から引っ張ってくることができるようになっていますが、子供の人数は全世帯分、1,221世帯1,487人分の入力をするようになります。世帯でシステムでは一つで動いてくれるので、件数としては172世帯、これが件数とさせていただいて、審議会案の場合は1,221件やれば大丈夫ということになります。審議会の場合は、ざっと30時間ぐらいあればできるかなと思います。

これと、先ほどの全件手計算とはいえ、手間暇のかかり方が違うということはきちんとご説明、共有した上でご審議いただいて、と申し上げたのは、現行の仕組みだと1件に少なくとも5分ぐらいはかかります。税のデータを取り出して計算して、その内容が国モデルとずれがないか、ほかに控除できるものがないか、全部の確認をするとなると、スムーズにいったら5分という感じです。そうすると、大体100時間ちょっと、計算に時間が必要となりますので、同じ全件手計算という言葉にはなってしまうものの、事務局案が30時間なのに比較して、今は100時間ぐらいかかっているの、審議会案でいけば3分の1程度に短縮は、市民税ベースに変わることで、それだけの削減はできているかなと思います。

ここまで、幾つか試算したものであったり、24市の調査結果をご報告させていただきました。前回も少しそれぞれのご意見を教えていただいたんですけども、いよいよ、じゃあ、どういうふうな算定方式が国立市としてよりよいのかということ審議していく中で、今回も幾つか皆さんにご意見をいただきたいものを、まとめてみました。

1つは、年少扶養控除の取り扱いについてです。繰り返しになりますが、国のモデル世帯ではお子さんは2名ということで掲げています。このため3人以上の多子世帯の場合、年少扶養控除の適用人数が実際のお子さんの人数より少なくなってしまう。他市の自治体さんがやっている例もありましたように、年少扶養控除を、今、国立市がやっているようにととした場合も、制限や条件をつけるか否かも、検討が必要かなと思います。その制限や条件の例としましては、カウント対象とする子供の年齢の制限、あるいは年少扶養控除を適用する期間、例えば平成32年度の実施を目指していますけれども、32年度から向こう5年間やりましようとか、3年間やりましようとか、自治体さんによっ

ではこの年少扶養控除を適用する期間は何年間までですということを事前に決めて、始められていらっしゃる自治体もありますので、そういう期間の制限を設けるという考え方も、もちろん一案だと思います。

これは次の諮問事項2にもつながっていくので、そのあたりの少し予告ではないですけども。徴収階層の上がり幅についても検討いただいて、形を整理していきたいと思います。その上で、今までも何度か説明させていただいているんですが、所得税は累進課税という税の考え方で、市民税は定率です。税によって課税額の算出方法が異なります。市民税と所得税は同じ所得から出発するんですが、税の掛け方、計算の仕方が違うので、1円たりとも違わないというのはなかなか難しいことで、それは算出方法が異なるからということがございませう。

なので、2つ目のポツにあるように、同じ所得から出発した税額であっても、例えば所得税も市民税も両方10万円ですということはないです。やはり完璧に一致するわけではないです。

現行の算定方法でも、収入の増減や控除の有無によって、階層が一、二階層上下することは生じます。その中で、できる限り控除できるものは控除して、算定ベースを精査してもなお、階層が上がるという世帯が現実にあるかどうか。その場合、どの程度であればご納得いただき、ご理解いただけるのかということを検討する必要があると思っています。

この次のページからが、諮問事項2に入っています。今回、諮問事項1の内容も精査いただくんですが、2の内容について、少し触れていただいた上で1のご検討をいただいたほうが、検討が深まるかなというふうに事務局としては思っているんですが、一旦ここでとめたほうがよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

**【新開会長】** 皆さんのほうからご意見はございませうでしょうか。次に進んでからでよろしいですか。

では、次に進んでください。

**【事務局】** ご確認ありがとうございます。そうしましたら、諮問事項2のほうにも重なりますので、もう少し進めさせてください。

現状と課題として、まとめさせていただきました。現在の保育料所得階層は、所得税課税世帯についてはD1からD20までに分かれています。そのうち、上のほう、所得の高い方、D17からD20という階層によっては、階層は分かれているものの、利用者の料金表を見ると負担額が同一額の設定になっています。0歳児から2歳児までの標準時間、11時間保育をお受けになる方は、これが一番高い金額なんですけど、D17の人も、D20の人も、階層は違うのに、4万9,500円という金額になっています。

もう一つ、高所得階層での利用者負担額は、他市と比較すると低い状態になっています。この点については応能負担という観点から、高所得者層の階層については見直すべき課題となっていて、平成26年度の審議会においても、今後検討を重ねるべき事項ですというご指摘を頂戴した、宿題になっていた点です。

他市と比較してということをおし上げたので、実際にどうなのかというのが、お手元の資料が小さかったらスライドのほうをごらんいただいて、太い実線が国立市の今の料金で、一番上のD17階層から上がフラットというのは、こここのところなんです。D17階層から金額が上がらないで、階段にならずに踊り場のように真っすぐになってしまっています。高所得者層まで行くと、ほかの自治体に比べると下のほうに下がってきます。ほかの階層だとちょうど真ん中ぐらいを行っているのかなと思うん



ですが、高所得者層になると急にフラットになってしまうものですから、ほかの自治体に比べると保育料が低い状態になっていると表現したのは、このことです。

保育料というのは、今、0から2歳までのお子さんの料金表と、幼児さんクラスになる3歳から5歳のものと2つありますので、今見ていただいている24ページは2歳以下のものです。そんなに大きく変わらないと思うんですが、25ページの3歳以上になってくるとより、他市から比べるとガクンと、高所得者層の金額がフラットになっているがために随分低い状態にあるというのが、図で見ていただけたと思います。

まず一つには、応能負担という観点から、高所得者層の4万9,500円でフラットになっている部分を、もう少し階段をつくるということを考えていくことも必要なのではないかと、諮問事項2としてご検討いただきたい、ご審議いただきたいということでお願いしているところです。

ここについて、先ほどの上がり幅ということで、皆さんにご審議いただきたい点ということで22ページにお示ししたのが、そういう意味です。この高所得者層について、どのような上がり幅を、全体の上がり幅もちろんなんですが、高所得者層に対して今フラットになっているところをどういうふうにしていくべきかということもご検討いただく、そうすると、利用者負担額の料金表自体を見直すという考え方もあろうかと思えます。

先ほど見ていただいた比較表、国モデル、事務局案、審議会案ということでそれぞれ負担額を見ていただいたスライドがありました。このページについては、何度もくどいようですが、あくまで今の料金表の場合というふうに、12ページですね、申し上げていたのは、そういう意味合いもありまして、今の料金表のまま変わらなければこうなりますけれども、高所得者層のところを階段状にしていく、全体のバランスを整えるというふうに、料金表自体に手を加えるということも検討していくというのも、もちろん一案だと思います。そうなれば、この12ページで見ていただいたものは変わってくる可能性もあると思っていますので、今の料金表の場合と、何度もつけさせていただいたところです。

これで、きょうご用意した資料の中で、ご審議いただきたい点、課題となっている点をお示しさせていただきました。資料の流れを追わせていただいたので、一旦マイクをそちらにお返ししたいと思います。

**【新開会長】** それでは、資料の25ページまで説明していただきまして、ここまでのところで質問などはございますでしょうか。

資料を戻りまして、24市の実態がどうであったかということなど参考にしながら、どういうふうに考えていくかということだと思えますけれども、国モデルのままで行った市がかなりの数、過半数以上が、何も考慮せずに2人の子供という想定のもとに、このまま保育料を変更したということになります。それに対して、3市と3市は少し配慮していたんだけれども、それも事務局案及び審議会案のようなやり方をとられていたり、子供の数といったとき、子供の年齢を現行の16歳未満よりもうちょっと低くするとか、最終的にあまり手計算が入らないような形になるために、年限を3年なり、5年なりというふうに、その間は手計算を入れながら考慮をするけれども、そこをご納得いただくような、年月をかけてというような方法をとられたということなんですけれども、事務局からありましたけれども、あまり階層が上がり過ぎるところ、6階層上がるところがマックスであったと思うんですけれども、そこは考慮したほうがいいんじゃないかとか、いろいろな議論が可能かと思うんですけれども。

今までの説明を、新しい資料もいただいていますので、お聞きになった中で、皆様方のお感じにな

ったところであるとか、方法としてこういうほうがいいんじゃないかというご意見とか、ご感想などをいただけたらと思うんですけども。

特に保護者の立場で、ここまでなら許せるとか、ありがたいというような、中村委員、いかがでしょうか。

【中村委員】 国モデルと、事務局案と、審議会案と3パターン出ていて、きょう見た感じだと、事務局案が一番、手計算も入るんですけど全件手計算よりは少ない時間で済むし、国モデルに合わせていくのであれば、少しぐらいの手計算は経過措置で何年ぐらいかはつけてもらったほうが、いいかなと思います。

あと階層に関しても、多分1万円近く上がる方はやっぱり、ちょっと補助なり何なりを出してあげる、年数で制限をかけても、最初のうちは補助か何かを出してあげるべきかなとも思います。

以上です。

【古本委員】 古本です。よろしくをお願いします。

この平均値があくまでも現行体制での差額なので、458円という金額を見ると、何とも判断しがたいところがあるんですけども。結局、どういう方法をとっても利用者負担額は変わる人は変わり、変わらない人は変わらないという事実は変わらないので、それを受けて不満が出たときに、説明を受けて納得感があるかっていうことがすごく重要なことかと思ったり、やっぱり時間がかかってしまうということに対しては、すごく心苦しいんですけども審議会案が、どちらに対しても多子世帯でも一人っ子でも、それが一番実態に沿っているんで、どちら側から不平不満があったとしても、平等な回答ではあるかなと思うので、ちょっとそれを試してみてください、何か課題が出たらまたそれを生かして、数年後にまた変えるとか。

このシステムとかも、現状どれぐらい、全件手計算にされるとかかかるんでしたっけ。

【事務局】 現状ですと、全体で100時間はかかっています。

【古本委員】 が、30時間になるんですね。

【事務局】 そうですね、はい。

【古本委員】 多少改善されたというふうに見ていただいて、この30時間も、もう少しシステムの構成を変えれば、改善できる部分もあるのかなというふうにも思うので。一番平等なのは審議会案なのかなと、現状では感じています。

【池田委員】 私も、高所得のところ定率と累進の違いによっての上がり方の部分っていうのが、どういうふうに説明をしていったりとか、どう適正な状態に持っていけるのかっていうのは、すごく難しいなと思うんですけども。

3人目以降は0円になるっていうのは、この後もずっと継続になるんですね。それが残った状態で審議会案をやる場合の違いとか、結局3人目以降0円になってしまうのであれば、複雑な計算を入れなくてもいいのか、それでも審議会案でやることの効果というものが、どれぐらいあるのかなというのを知りたいなと思いました。

【竹内委員】 在園児が3人いる場合の3人目は保育料ただなんですけど、こっちは3人は16歳未満、小学生、中学生もカウントしていますので。

【池田委員】 ありがとうございます。

【アラタン委員】 私も、本当によく見たら、審議会案が結構、何かみんな望んでるような、公平のような感じがするんですけど、でもそれもそんなにたくさん時間かけてやったら、どんな効果が

あるかどうかはわからないし、あとはほんとに3人目から0円ですので、国のモデルも2人で計算すれば、それもそれでいいかなと思うんですね。あと、本当に急にすごく上がった世帯は、多分文句を言うてくるときは、それで対応すればどうかなと思いますけど。

【竹内委員】 今、見ていただいているスライド12が、本当にわかりやすいです。つまり、②と③の案の違いは、一人っ子世帯が、言葉はあれですけど得をするか、しないかなんですよね。要するに、ちょっと言葉を選びたいですけど、本当は子供は1人なんだけれども、2人でみなしているのが負担が軽くなるので、一人っ子世帯さんは得をしているのが②なんですね。③は、子供の数全部数えるので、一人っ子世帯でも得はしないということです。

気になるのが右一番下の数字、黒字の5,498円、これは値上げしちゃっているのかと思うんですけど、必ずしもそうじゃなくて、要するにあの数字は本来、一人っ子世帯は1人分の控除しかないんだから、これだけ取れてるわけです。つまり、②にすると安くなっていいんじゃない、要はあれだけの金額を3人、4人の世帯が多目に負担し、そのお金が一人っ子世帯に行っている感じなんですね。事務局からは何度も丁寧に言った、あくまで今のまんまの料金表で当てはめると5,498円ですけど、要はこの分お返ししますって、誰が返してもらえるかっていうと、2人、3人、4人、5人のお子さんの世帯なので、あの数字は結構トリッキーで、②にしちゃうと安くなっていいじゃん、ではなくて、2人、3人、4人、5人の世帯が安くなるべきところを安くせずに、彼らが負担したものをそのまま一人っ子世帯に渡している感じなんですね。そこはちょっと気をつけたほうがいいかなと思って。

ただ、やっぱり手計算は私は非常に怖いので、もう①、②でやっちゃうというのが一つの手かなとも思います。ただ、人数を入力するだけなのに、そんなに手間なのかって、若干不思議で。確かに今のやり方、つまりこちらの課が全部税金を計算するのはあまりにも大変ですけど、課税課からデータもらって、子供の数をそこにチャット合わせれば、すぐに出てきそうなものかなというコメントも、私は思っています。

以上です。

【新開会長】 ありがとうございます。佐藤委員、いかがでしょうか。

【佐藤委員】 今の説明を伺って、ちょっと私も理解していなかった部分で、そういうふうに読むんだなということで、理解させていただきました。

いろいろご意見はあると思うんですが、私は事務局案で、国モデルになっていくっていうために、少しその準備段階という形の進め方がいいかなと、自分では思っています。

【小澤委員】 私、皆さんの意見を伺っていると、それもそうだなと同感してしまうことがあって、優柔不断ってのは何ですけど、やはりすごく難しいというか、いろんな事例を考えると、これがいって、今言えない、もうちょっとやはり自分自身も考えていかないと、答えが出ないのかなと頭を抱えているような状態なんで、私はどれがいいっていうのは、ちょっと申しわけないんですけど、まだわからない状態です。

【江角委員】 江角です。私もちょっとまだイメージが湧かなくて、実際お子さんを抱える方たちの意見が大事かなと思います。

【新開会長】 私のほうからも一つ言わせていただきます。やっぱり他市と比べて、平等であるとか、とても不当にたくさん取ったりしていないとか、説明がちゃんとできるということがまず第一に大事だと思ひまして、今の階層区分の24ページと25ページの階段の上がり方、諮問事項2に当た

るところなんですけど、まずこちらをちゃんと、高所得者から応能負担で取るような表につくり直すというか、これはその市によって多分特徴があって、低所得者のほうに高い階段があるところは、低い所得なのに他市より高い保育料を取っているということになりますよね。だからなるべくそうはいかないでほしいと、ほかの市と比べて左寄りになるってことは、そういうことなのかなと思うんですね。

国立市は最初のほうはいい感じなんです、そういう意味で。低い所得の人は低い額でなってるんだけど、最後がすごく残念な感じになっていたり、途中で急に階段がぼんと上がっているところがあったり。だからそのあたりが平等にというか、公平に、他市よりも低所得者に優しいというか、で、現行の保育料とあまり変わらないような形の階段表ができてくれれば、それと所得税から市民税ベースに計算方法を変えましたっていう説明で、二つの変更をして、その結果、きょうの最初の表とかグラフからできたような、何人が何階層上がるとか、具体的に幾ら上がるとか、そういうのが出てきてから方向性を決めたほうが、何となくすっきりする。

現行のちょっと変な階段を変えないままでいろいろ議論しても、何階層上がっちゃう人が何人いるか正確にはわからないと思うので、これを上手にできるといいのかなと思って、その諮問事項2のほうをまずこの審議会で、方向性として改定するというので、皆さんご同意いただければ、私、会長として考えたんですけども、いかがでしょうか。何かご意見ございますでしょうか。

これは専門の竹内先生は、どういうのが一番、経済学的に正しいというか。

【竹内委員】 私、学部のほうの専門が財政学だったり、公共経済学なんですけれど、今の応益負担、応能負担という考え方に基づいて、応益負担というのは受益者負担の考え方ですね、受けている便益に応じた額を支払うと。応能負担というのは支払う能力のある人に負担いただくということでは、現実ではそのミックスになるわけですけど。

幾つか応能負担として、その負担の割合が均等になる実は関数みたいな、公式みたいなのがあるので、この表を見させていただくと多分経験的に、それに沿って各市のほうでやってらっしゃると思うので、基本はこの大枠を崩さない形で、その公式を当てはめてみると、よりなだらかというか、ある種説明もしやすいというのがありますので、それも使ってやってみることはできるので、もしデータ等あれば、幾つかご用意できるかなとは思いますが。

【新開会長】 それは、とても時間がかかる、スケジュール的に次回の審議会までに準備していただくということは可能でしょうか。案を。

【竹内委員】 次回はいつでしたっけ。

【事務局】 次回は1月22日火曜日をご提案しようと思っております。

【竹内委員】 事前に資料を配るんでしたっけ。

【事務局】 今は2週間前に、土日2回挟むようにと思って、早目にご用意しているんですが、もし委員さんのお許しをいただけるのであれば、少し先生にデータを見ていただいて、よりよい利用者負担額表の試作というものをご用意いただいて、少なくとも当日にはもちろん皆さんで共有できるようにと思えますが。前もっての形でなくても、よろしいでしょうか。

【竹内委員】 ただ、1週間前までならできると思いますが、そのぐらいでも皆さんよろしければ、何かお見せできるものが、ちょっと確証はないですが、多分何かできると思っていますので、よろしくをお願いします。

【事務局】 ご提案いただいてありがとうございます。1週間ぐらいまでにはご用意が恐らくでき

るであろうと、もちろん当日には何かしらのたたき台をご用意いただいて、それをもとに、より審議を深めていくというような方向性で、次回開催させていただくということで、ご同意いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。

【新開会長】 その竹内先生がつくってくださった負担額表をもとに、どのぐらい、何階層変わるかという資料を1週間でできますか。それは難しいですかね。

【事務局】 頑張りたいです。ちょっとそのあたりも、素人集団がやっているものですから、まして先生のように格好よく断言できなくて申しわけないんですが、できると……。ベースがあれば、ベースをもとにグラフにしているだけなので、我々は、なので恐らく大丈夫だと。

【竹内委員】 大丈夫です、大丈夫。私がつくるので。金額ベースになります。今、幾らお支払いの方がどのぐらいになるという表にはなります。階層自体は変わりますが。それはできると思います。私はできます。

【新開会長】 では、竹内先生にお手数とお時間をいただきますが、よろしく願いいたします。

そのほかに、きょう確認しておいたほうがよろしいことはありますか。何か、1時間しかたっていないんですが、こんなことで何かほかに、ご意見ございますか。

【竹内委員】 そのシミュレーションをするに当たって、お伺いしたいところがあって。今、保護者さんで保育料をお支払いだという皆さんからも、お伺いしたいんですけれども。この階層負担表って、皆さんお持ちなんですかね。これはお持ちでないですか。

【事務局】 お持ちでない方、初回の方にこんな表なんですというものは、簡単な見本だけお手元に、こんな感じだというのは見ていただいたかもしれないですが、別紙できょうはご用意してないので。今すぐにお渡しできるものなので、今、ご用意して皆さんにも共有できるようにと思います。ちょっとだけお時間をいただければ。済みませんが。

【竹内委員】 じゃ、それが配られてから、この表で皆さんにお伺いしたいので、もしほかのご意見があったら、そちらをお願いいたします。

【池田委員】 全然違う、ちょっとそのベースの保育料とは少し外れるんですけど、無償化の後の食費の主食分の設定とかっていうのは、ここは別にどういう形で進めていくのかというのは、予定がわかれば教えていただければと思うんですが。

【事務局】 その件についてはまだ、具体的に何の示しも出ていないので、ちょっとこの場では何ともお答えのしようがないところです。国の子育て会議の中でも、無償化の金額、いわゆる新制度に移行していない幼稚園のところは、これまでは就園奨励費ベースで国が3分の1、自治体が3分の2見ているということをやっていますよといったのを、国が2分の1、東京都と自治体で4分の1ずつというふうになりましたので、全国市長会レベルでもそこはそれで、仕方ないねというような方向になったんですが。

その主食と副食の部分についてはまだちょっと答えが出ていなくて、国の子育て会議の中でもその議論がいろいろあるみたいで、これは国の方がおっしゃったんですが、小学校になると義務教育で、給食費は親が負担している、なので、当然その部分については払うべきじゃないか、という学識の方もいらっしゃる、いやいや違いますと、保育という部分には食育として食事の提供をしているので、給食というものとは違う、保育の一環でやっているものなんだから、やっぱりそこは今までどおりの

負担でしょ、というような意見ですとか、今まで保育料の中に加味されていて保護者が負担をしているじゃないか、だけど保護者としてはそれを負担しているという感覚はあまりないので、その部分を抜き出しちゃって、お金を出すというのは、無償化の考えからすると反するんじゃないかとか、さまざまな意見があって、割れているようなんですね。

全国保育協議会さんのところも正式に国のほうに、これまでどおりの扱いにすべきだというような文書を出していたりとかいう話が、きょうかきのうあたりで出てきたりしていますので、まだその部分がはっきり出ていないので、この場での審議はなかなか難しいのかなというのは、今も考えているところでございます。

**【事務局】** 今お手元に、竹内先生がおっしゃってくださった現在の料金表をお配りしましたので、ごらんください。

**【竹内委員】** ありがとうございます。まずこれをごらんいただいて、ほぼ変えるべきなのは、一番下のD18、19、20のあたりになるんだと思います。ここを見ますと、料金が全然変わっていないので、ここをなだらかに、同じトレンドで上げていくというのはまず間違いなくできると。場合によっては階層を21、22、23、24、25とか増やして、人数次第ですけど、ということもあり得るという話です。

あと、これすごく数字がよくわからない、難しいんですけど、まず上がり幅がやっぱり気になると思うんですね。例えば列でいいますと、標準時間で3歳未満の赤ちゃんに近いところだと、大体1階層上がるごとに2,500円ずつぐらい上がっていく感じなんですね。これをなだらかに、例えば1,000円ずつ上がっていくことにするというのも、もちろんできるわけです。

あと逆に左側の区分で、幾らから幾ら未満というふうにずっと書いていますけれど、もう一つの考えは、ここの刻みを同じぐらいにする。つまり今はD2は2,000円から1万円、D3は1万円から1万9,000円、D4は1万9,000円から2万9,000円と、1万円刻みでずっとたどっていくのか等、いろいろあるんですけど、どんなご意見がおありでしょうかというのをまず、論点があるか、見ていただいてご教授いただきたいと思います。

もう一つ、当審議会の議題、審議ではないとは言いつつも、幼稚園のほうの無償化がどうなるか次第で、また話はという話なので、特にここでは議論はできないと思うんですが、幼稚園のほうの負担額、これも実はこの審議会で、将来話すことになる議題でもあるので、一応目配せしておきたいと。幼稚園のほうは今どうなっているか、どこを見るかということ、今いただいた資料の、イメージとしては短時間保育の3歳児以上というところ、これが大体相当する欄です。もちろん給食がある、ないという話もついてきますけれども。それで現状、もう一つ施設型給付の幼稚園について、という形で、料金表があります。これに関しては国ベースでどんと決めたので、それに載っかる形で5段階に、かなりざっくりした感じになっているわけです。

あまり議事録に残ると困るかもしれませんが、階層がそれぞれどうつながるかというのは、目測で見るとなので、この数字は曖昧なんですけど……。

**【池田委員】** 済みません、施設型給付に移っていない幼稚園って、どれぐらいあるんですか。

**【事務局】** 移っているのが2園しかないんですね、全体の。

**【池田委員】** じゃ、ほとんど。

**【事務局】** ほとんどは私学助成のままです。市内の幼稚園。

**【池田委員】** ですよ。

【竹内委員】　それで、この施設型のほうだと、第2階層に相当するのが、大体ですがD5、6ぐらいからD13ぐらいまでのイメージですね。で、幼稚園の第3階層、月額2万5,700円は、保育料のほうでD13、14から下のほうというイメージで、この辺も少し目配せしながら決めたほうがいいのかなどというも、少しあります。少しだけですけど。

済みません、以上です。何か気になった点があれば何でも、ご教授いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【池田委員】　ちょっと単純に、6と7の差が結構大きいなというのが、引っかかる。ここだけ突然、ちょっと。

【新開会長】　7,000円上がってる。ここがさっきの階段のところ。

【池田委員】　そうそう、そうなんですけど、これは何かあるんですか。

【竹内委員】　わからない。ここは変えるべきですよ。

【池田委員】　そうですね、やっぱり少しなだらかになるといいのかなと思います。

【竹内委員】　ありがとうございます。

【新開会長】　済みません、あと確認なんですけれども、第1回にいただいた資料によると、幼稚園のほうの施設給付型の1万4,100円のところが、平成30年度予算案だと1万100円に下げたという資料をいただいているので、ここは多分1万4,100円じゃなくて、1万100円だと思います。赤字で修正してある資料をいただいていると思います。

【事務局】　ありがとうございます。国のほうから来ていて、それに準じて市のほうも下げているので、現在は第1回にお示しした料金表が最新ということで、ご用意しています。

【新開会長】　あと、施設給付型に移った2園以外に、こども園が1園ありますので、そのこども園になった1園もこの施設給付型の対象になるかと思われませんが、それでよろしいですか。

【事務局】　そのとおりです。認定こども園のうち、幼稚園部門に通う子はこの幼稚園の料金表を見る、同じ3歳クラスのお友達でも、保育園に通う子は、こっちの保育園の料金表を見るということが混在している。だからこども園の特に3歳から5歳のクラスの子供たちは、そういう状態ということになっています。

【新開会長】　あと、確認です。今の2号、3号さんの表ですけれども、短時間というのは幼稚園と同じ時間ではなくて、8時間が短時間で、標準時間は11時間となるということだと思われまので。

【事務局】　おっしゃるとおりです。

【新開会長】　単純な比較にはなりにくいと思われま。

何か、お気づきのところがございませうでしょうか。ぜひ竹内委員に、次回までに計算していただくのに。

これは、20階層というのは、他市に比べて多いほうなんですか。少ないほうなんですか。

【事務局】　ちょうど平均的というところで、極端に多いわけでもなければ、極端に少ないわけでもなく、恐らくどの自治体も大体これぐらいになるところで、あまりこれ以上、40階層も50階層もあるというのは見たことありません、大体20から30前、27階層ぐらいが一般的かなというふうに、他市のを拝見しますと、そのような状態です。

【竹内委員】　あまり多くしても該当人数が少ないと、数人のために印刷物が1ページにおさまらないみたいなことになっちゃうので、その辺はちょっと気になりますよね。

【事務局】 ありがとうございます。

【佐藤委員】 教えていただきたいんですけど、全体的なイメージとして、低階層のところはそんなに上げたりしないで、上のほうの階層の方たちを上げていくようなイメージになってきますか。

【竹内委員】 入れてみないとわからないですけど、もし現状と随分違うものが出てきてしまったら、やっぱり現状優先なので、さっきおっしゃったD6とD7のボンと上がるところをなだらかにし、D17以降とかあまり平坦過ぎるところを上げるというのが、リーズナブルな落としどころかなとは思っております。

ほかにも何か、わからないところ、気づいていないところもあるかもしれませんので、ご教授いただければと思います。

【佐藤委員】 そうなると、高い方たちが実際にどこの金額まで払えるのかという目安みたいなものというのは、限度とかそういうものが、設定できる金額ってあるんですか。

【新開会長】 それは国の基準を超えないということがあるので、多分大丈夫だと思います。

【事務局】 まずは国の上限を超えないということが大前提のルールになりますので、きれいに階段で来たんだけど、国の上限を超えているとなるのは本末転倒なので、そのあたりは先生のほうでもご配慮いただくと思うんですけども。最低限のルールとしては、国の上限を超えないという、階層ごとに上限額というのは決まっているので。ただ、国の決めている階層はたしか8階層ぐらいの本当に大きな幅があるので、国はこの20階層のような細かい上限を決めているわけではないので、そのあたりはもちろん注意が必要なんです。

いずれにしても、いくら高所得者層とはいえ、高所得者世帯の上限額というのは国で定まっていますので、それを超えない範囲の中で、なだらかな階段状を試作していただくということになるかと思えます。

【池田委員】 これ、現状で変えた場合に、上がってしまう人が高所得者層に多い状況になっているんですけど、さらにこっちも累進っぽい形にしていくとなると、またさらに上がっちゃうということになるということですか。

【竹内委員】 そう。ここですよ。

【池田委員】 そうそう。だから、もちろんお金をいっぱい持っている人は、というところもあるとは思いますが、子供が育つというところにおける負担というのを、全体的に国の方針として、自治体とか市区町村にすごく負担が多くなっていく施策になっているんだけど、だからといって利用者に負担をもっと多くということではない、保育料の設定になるといいなと思います。

【竹内委員】 それに関しては、恐らく収支トントンというのが、目安ですよ。

【事務局】 はい。

【竹内委員】 別途値上げするときはまた、慎重に議論という形になると思うので。さっきの幾ら差し引きで変わるかというところが、かなりゼロに近い数字になることになると思います。

つまり、右のほうにずれていってしまう……、やってみないとわからないですね、金額ベースでどうなるか。わかりました。

でも、基本的には収支トントンを目指すということになるかと思えます。

【新開会長】 ちなみに、国の8階層に分かれている、これを超えちゃいけないので一番高いのは、3号で10万4,000円、2号で10万1,000円になっています。一番高い所得で。その次の7段目が、7万7,000円と8万円、その次の6段目が、5万8,000円と6万1,000円で、



さっきのこの表で一番上限が6万円になっていますよね。だからどの市も6万円を超えるようなことはしていないので、それが国では、もっと高く取っていいぐらいの上限を設けているということが一つわかって。

国立市は5万円も取っていない、一番高い人たちが4万9,500円で押さえているので、5万円ちょっと超えるぐらいはいいのかどうか、それもまた出していただいて、何階層も超えて何万円も上がるのはひどいことなので、そのあたりの経過措置をどうしたらいいかということになるろうかと思うんですけども。

稲城市さんとか清瀬市さんで5万5,000円ぐらいですかね、取っていますね。

ほかにご意見はよろしかったですか、ご質問。

ありがとうございます。それでは事務局のほう、何かございますか。

**【事務局】** ありがとうございます。そうしましたら、ご提案いただきましたように一旦料金表の試作をしていただいて、それを踏まえて国モデル、事務局案、審議会案、どれがいいのか、やはりそのベースがないとなかなか今は決めにくいというのが、皆さんの一致したお考えかなとお伺いしましたので、竹内委員にお力をおかりしてその試作をつくって、次回お示ししながら、諮問事項1に戻るような形になりますけれども、全体を皆さんと一緒に整理させていただければと思っております。

少し早目ではありますが、きょう皆さんにご検討いただきたいこと、確認したかったことについてはいただけたかなと思いますので、きょうはここまでということで、次回の日程の確認をして閉会としてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。次回ですが、年が明けて1月22日火曜日、同じく夜の7時から、こちらの同じ東臨時事務室をご用意しております。日程の確認をしていただければと思います。また寒い時期の開催になりますけれども、お待ちしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

何かご質問がなければ、これで閉会とさせていただきます。よろしいでしょうか。

**【新開会長】** はい。ありがとうございます。

**【事務局】** ありがとうございます。

— 了 —